

公表日：2023年4月30日

	男女の賃金の差異
全労働者	97.0%
正社員	87.8%
パート・有期社員	74.7%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

パート・有期社員：嘱託、パートタイマーを含む。

なお、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。